

(別紙Ⅰ)

一般競争入札案内書  
(自動販売機設置事業者募集要項)

令和8年2月入札実施

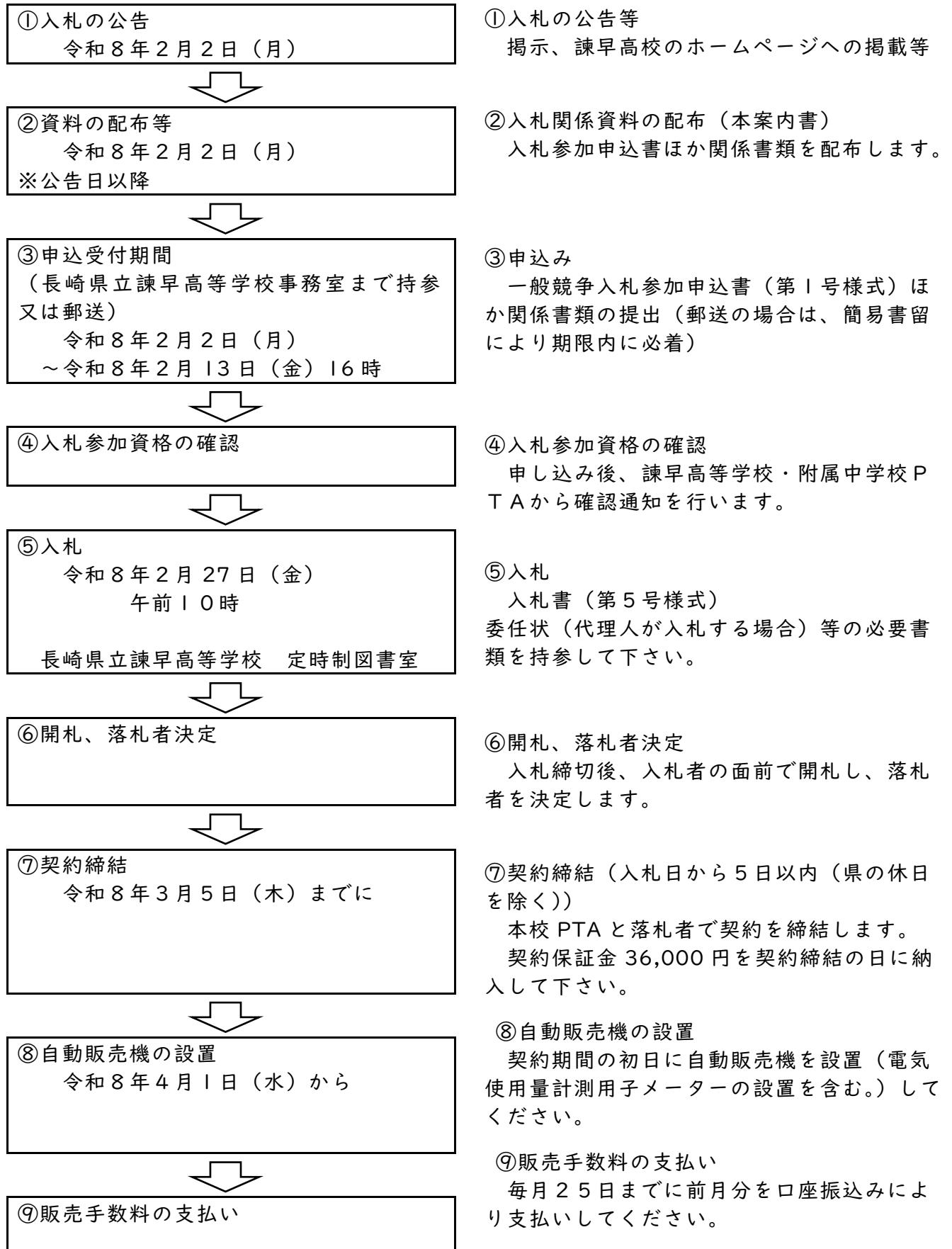
長崎県立諫早高等学校・附属中学校 PTA

TEL: 0957-22-1222

## 資料内容

1 入札による自動販売機設置許可の流れ	1 P
2 一般競争入札参加要領	2 P ~
入札参加申込書期日	3 P
入札期日	4 P
3 仕様書（自動販売機仕様書及び遵守事項）及び平面図	7 ~ 9 P
4 入札の関係様式	10 P ~
一般競争入札参加申込書(第1号様式)	10 P
誓約書（第2号様式）	11 P
使用印鑑届（第3号様式）	12 P
委任状(第4号様式)	13 P
入札書(第5号様式)	14 P
入札用封筒(第6号様式)	15 P
委任状(第7号様式)	16 P
販売予定品目表（第9号様式）	17 P
5 入札日に持参する書類等チェックリスト	18 P
6 落札後に必要となるもの	19 P
7 自動販売機設置に係る貸付契約書（第8号様式）	20 P ~

## 〈入札による自動販売機設置許可の流れ〉



# 一般競争入札参加要領

(自動販売機(飲料)設置)

長崎県立諫早高等学校・附属中学校 PTA

長崎県立諫早高等学校・附属中学校 PTA(以下「PTA」という)では、自動販売機(飲料)の設置について、一般競争入札により設置者の決定を行いますので、参加される方は、次の各事項を承知した上で参加してください。

## I 入札に付する事項

### (1) 設置場所等

設置番号	施設名	所在地	設置場所	設置面積	設置台数	最低販売手数料率 (売り上げに対する率)
1	長崎県立諫早高等学校	諫早市東小路町1-7	購買部周辺	1.5 m <sup>2</sup> 以内	1	10%
2	同上	同上	同上	同上	同上	同上
3	同上	同上	同上	同上	同上	同上

※設置面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地を含む。

※別紙「平面図」を参照。

### (2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

上記契約期間満了の3ヶ月前までに双方から申し出がない場合は、引き続き次の1年間は同一の条件で本契約を自動継続するものとする。ただし、自動継続できる契約期間は最長3年間とし、3年間の期間満了又は変更した条件などにより、競争入札を実施した場合の再契約を妨げるものではありません。

また、PTAに対する長崎県立諫早高等学校長の公有財産の使用許可が取り消された場合には、その取り消された日までとし、それに伴ういかなる費用負担もPTAは行わないものとします。

### (3) 用途

自動販売機(飲料)の設置・運営に限るものとします。

### (4) 販売手数料等

① 販売手数料は、毎月の売上金の総額に落札料率を掛けて算出(円未満切捨て)するものとします。

そのため、毎月月末締めて当月の売上総額及びそれに係る手数料を翌月の20日までに文書により報告し、25日までに手数料をPTAが指定する口座に振り込むものとします。

なお、振り込みに要する経費は、自動販売機の設置者の負担とします。

② 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(電力使用量計測用子メーター設置費を含む)、移転費及び維持管理費その他必要とされる一切の経費は設置者の負担とします。

なお、自動販売機の運転に必要な光熱水費等は、PTAが発行する請求書に基づき、指定する期限までに現金、又は口座振り込みにより納入してください。その際の振込みに要する経費は、設置者の負担とします。

### (5) 自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

別添「仕様書」のとおりとします。

## 2 競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。なお、被補助人、

被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者うち、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第7項の規定に該当しない者であること。
- (6) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。
- (7) 法人にあっては長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては長崎県内に住所を有すること。
- (8) 自動販売機の設置及び運営業務について、3年以上の実績を有していること。
- (9) 長崎県税に関し未納がないこと。
- (10) 消費税及び地方消費税課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (11) 下記3により、あらかじめ入札の参加申込をした者であること。

### 3 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前に入札参加申込書等の配布を受け、定められた受付期間内に入札参加申込書等の関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

- (1) 関係書類の配布場所及び配布期間

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
令和8年2月2日（月）から 令和8年2月13日（金）まで ※土・日曜日、祝日を除く。 9:00～12:00、13:00～16:00	令和8年2月2日（月）から 令和8年2月13日（金）まで ※土・日曜日、祝日を除く。 9:00～12:00、13:00～16:00	諫早市東小路町1-7 長崎県立諫早高等学校事務室 電話 0957-22-1222

- (2) 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	一般競争入札参加申込書（第1号様式）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	誓約書（第2号様式）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明）	<input type="radio"/>	
④	住民票		<input type="radio"/>
⑤	使用印鑑届（第3号様式）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥	長崎県税に関し未納がないことを証する証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦	消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			課税事業者のみ
⑧	自動販売機設置等の実績を証明する書類（任意様式）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑨	設置する自動販売機のカタログ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑩	委任状（第4号様式）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑪	販売予定品目表（第9号様式）及びカタログ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

備考 1 ⑩の書類は権限を支店（社）長等に委任する場合のみ提出してください。

2 権限を支店（社）長等に委任する場合は①の申込者は受任者（支店（社）長等）としてく

ださい。

- 3 提出部数は各1部とします。ただし、支店（社）長等に権限を委任する場合は、②の書類は本店（社）及び支店（社）等それぞれの誓約書を提出してください。
- 4 ③、④、⑥及び⑦の書類は、参加申込日前3月以内に発行されたもの（その写しても可）に限ります。また、⑨の書類は、その写しても可とします。なお、権限を支店（社）長等に委任する場合は本店（社）のものを提出してください。
- 5 ⑧の書類は権限を支店（社）長等に委任する場合は受任者（支店（社）等）での実績を証明する書類を提出してください。

#### (3) 関係書類の提出方法

申込書等受付期間内に上記受付場所へ提出してください。（郵送による場合は、簡易書留により、令和8年2月13日16時必着。）

#### (4) 入札資格の確認

入札参加申込があったときは、入札参加資格の有無について確認し、申込者に通知します。

なお、入札参加資格の確認を受けた者が、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととします。

また、設置予定の自動販売機が①の(5)に定める仕様に適合しないと認められる場合は、入札参加申込者に対し、機種変更を指示する場合があります。

### 4 入札

#### (1) 入札及び開札の日時及び場所

設置番号	施設名	入札日時	入札場所
1、2、3	長崎県立諫早高等学校	令和8年2月27日（金） 10:00～	長崎県立諫早高等学校 定時制図書室

※ 入札開始時刻に遅れた場合、原則入札不参加扱いとします。

※ 入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は入札を延期することがありますので、事前に問い合わせ先に確認してください。

#### (2) 入札方法等

- ① 入札は、入札書（第5号様式）及び入札用封筒（第6号様式）に必要事項を記載して、記名押印の上、当該入札書（第5号様式）を当該入札用封筒（第6号様式）に入れ、入札当日に、入札者又はその代理人が直接入札箱に投函してください。（郵送による入札は認めません。）
- ② 入札書（第5号様式）は、黒インク等消えにくいもので明確に表示し、誤記又は脱字のため加除したときは、その箇所に押印してください。ただし、入札販手数料率の訂正は認めません。
- ③ 入札書には、契約期間中の販手数料率を記載してください。
- ④ 代理人により入札する場合は、委任状（第7号様式）を提出の上、入札書には代理人が押印（委任状に押印した代理人の印鑑）して提出してください。（委任状の提出のない場合は、入札が無効になります。また、代理の場合は、本人でなく、代理人の記名・押印になりますので注意してください。）
- ⑤ 入札者は、その理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ⑥ 天災地変、その他やむを得ない事由で入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期し、又は入札若しくは開札を中止することができます。この場合の損害は、各入札者の負担とします。

## 5 落札者の決定

### (1) 開札

開札は入札後直ちに、入札者立会いのもとに行います。

なお、入札者が開札に立ち会わないとときは、この入札事務に関係のない諫早高等学校の職員を立ち会わせます。

### (2) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- ⑦ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑧ 入札書に記名押印がないとき。(署名のみのときは含む)その他必要な記載事項を確認できないとき。
- ⑨ 代理人が入札する場合において、代理人の記名押印がないとき。
- ⑩ 入札書の首標手数料率が訂正されているとき。
- ⑪ 入札日において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けたとき。

### (3) 落札者の決定

- ① 入札する設置場所が3箇所あることから、落札者は、PTAが前もって設定した最低販売手数料率以上の率で最も高い料率をもって入札した者から順に3者（一つの設置場所毎に異なる1業者）を決定します。

なお、設置場所については、最も高い手数料率をもって入札した者から順に協議し決定します。

- ② 開札した場合に落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び手数料率を、落札者がないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。
- ③ 落札者となるべき手数料率の入札をした者のうち、手数料率が同じであった者が2人以上あるときは、直ちに、この入札者にくじを引かせて順位を決定します。

この場合、くじを引かない者があるときは、これに代えて、この入札事務に関係のない諫早高等学校職員に引かせます。

- ④ 1回目の入札で落札しない場合には、再度入札を行います。
- ⑤ 落札者が落札決定から契約締結までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととします。

## 6 契約

### (1) 契約の締結

- ① 別紙自動販売機設置契約書（第8号様式）により契約を締結しますが、落札決定の日から県の休日を除いた5日以内（令和8年3月5日（木）まで）に契約を行わなければなりません。
- ② 契約は、PTAが落札者とともに契約書に記名押印したときに確定します。
- ③ 契約に要する費用は、落札者の負担とします。

### (2) 契約保証金

- ① 落札者は、契約締結時に36,000円をPTAに支払わなければなりません。
- ② 契約保証金は、手数料の納入が遅延した場合においてこれに充当するほか、設置に伴う一切の損害賠償に充当します。
- ③ 契約保証金は、契約期間が満了し、設置場所の原状回復及び電気料の納入を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき返還します。

④ 契約保証金は、その受入期間について利息はつけません。

## 7 その他

### (1) 現地（設置場所）確認

現地（設置場所）の確認が必要な場合は、土・日・祝日を除く 9:00～16:00 に、長崎県立諫早高等学校事務室（TEL0957-22-1222）まで連絡のうえ、担当者立ち合いのもと確認してください。

### (2) その他

本要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）及び PTA の指示によることとします。

（参考データ）

○令和 7 年 5 月 1 日における生徒数及び職員数

高校（全日制）	生徒数	836 名	職員数	62 人
（定時制）		40 名		14 人
附属中学校		362 名		26 人

※附属中学校の生徒には、購入を許可していません。

# 仕 様 書

(自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項)

## I 設置場所等

- (1) 施設名 長崎県立諫早高等学校
- (2) 所在地 諫早市東小路町1-7
- (3) 設置場所 購買部周辺(別紙平面図参照)

## 2 自動販売機の仕様

### (1) 大きさ

設置面積(使用済み容器回収ボックスを含む)は、「平面図」において示す各設置場所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは2m以内とすること。

### (2) 環境対策

- ① 「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」、「ヒートポンプ式」等の消費電力量の低減に資する技術を採用していること。
- ② 地球温暖化係数(GWP)の低い、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、炭化水素(HC)、又はハイドロフルオロオレフィン(HFO1234yf)等を冷媒として採用した機種とすること。  
ただし、紙パック式の自動販売機については、いわゆる「代替フロン(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)による)」を認める。

## 3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

### (1) 設置

- ① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。)を設置すること。なお、設置に当たっては、PTAの指示に従うこと。
- ② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

### (2) 管理運営

- ① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- ② 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で設置面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。  
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。
- ④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、PTAの指示に従うこと。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- ⑥ PTAが承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。
- ⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

### (3) 販売商品及び販売価格

- ① 販売商品は、飲料(清涼飲料水等)とし、酒類及び炭酸類は販売しないこと。(微炭酸は可)  
なお、販売商品の具体的な構成について、販売する商品名等の一覧表を契約締結までにPTAに提出し承諾を得ること。

また、契約期間中において販売商品を変更する場合においても、同様とする。

※協議の結果生徒に販売することが不適当と判断された場合、販売を許可しない。

- ② 容器は、缶、ペットボトル等の密閉式の容器とすること。
- ③ 販売価格は、該当商品の標準小売価格から20円引きとすること。

# 自動販売機設置平面図

特別・普通教室棟

渡廊下（第2体育館へ）

自動販売機設置面積

外 1.65 × 玄 0.9 = 1.5 m<sup>2</sup>  
以内

- ① 玄 行
- ② 玄 行
- ③ 玄 行

購買部

下足室

ピロティ

下足室

中

庭

管理教室棟

第1号様式

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

長崎県立諫早高等学校・附属中学校 PTA 会長 中内 真 様

(申込者) 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

令和8年2月27日に実施される下記自動販売機（飲料）の設置に係る入札に参加したいので、次のとおり必要書類を添えて申し込みます。

また、諫早高校のホームページ等に販売手数料率及び事業者名を掲載することに同意します。  
なお、この申込書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

| 入札参加を希望する設置場所等

設置番号	施設名	所在地	設置場所	設置面積	設置台数
1、2、3	長崎県立 諫早高等学校	諫早市 東小路町1-7	購買部周辺	1.5 m <sup>2</sup> 以内	1台

2 添付書類（提出する書類に○を付けてください。）

- ( ) 誓約書（第2号様式）
- ( ) 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（コピーで可）
- ( ) 住民票（コピーで可）
- ( ) 使用印鑑届（第3号様式）
- ( ) 長崎県税に關し未納がないことを証する証明書（コピーで可）
- ( ) 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書（コピーで可）
- ( ) 自動販売機設置等の実績を証明する書類（任意様式）
- ( ) 設置する自動販売機のカタログ（コピーで可）
- ( ) 委任状（権限を支店（社）長等に委任する場合のみ添付すること。）
- ( ) 販売予定品目表（第9号様式）及びカタログ

3 担当者名等（学校から問い合わせ等を行う場合がありますのでご記入ください。）

担当者名 所属部署

電話番号 F A X

電子メール

- 備考
- 1 権限を支店（社）長等に委任する場合は、申込者は受任者（支店（社）長等）としてください。
  - 2 商業・法人登記簿謄本、住民票、長崎県税に関する納税証明書、消費税及び地方消費税に関する納税証明書は、参加申込日前3月以内に発行されたもの（その写しで可）としてください。なお、権限を支店（社）長等に委任する場合は本店（社）のものを提出してください。
  - 3 自動販売機設置等の実績を証明する書類（任意様式）は、権限を支店（社）長等に委任する場合は受任者（支店（社）等）での実績を証明する書類を提出してください。

## 第2号様式

### 誓 約 書

令和 年 月 日

長崎県立諫早高等学校・附属中学校 PTA 会長 中内 真 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、諫早高等学校・附属中学校 PTA が実施する自動販売機（飲料）の設置に係る一般競争入札の参加申込にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 自動販売機の管理運営について3年以上の実績がありその管理・運営には支障ありません。
- 2 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者に該当しておりません。
- 3 現在、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する、一般競争入札への参加を制限される決定を受けていません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当しません。
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しません。
- 6 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第7項の規定に該当する者ではありません。
- 7 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者ではありません。
- 8 長崎県内に本店、支店又は営業所を有しています。（法人の場合のみ）
- 9 入札について、一般競争入札参加要領の記載事項及び貸付契約書の約定を承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について諫早高等学校・附属中学校 PTA に対し一切の異議、苦情を申し立て致しません。

#### 【関係法令】

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）より一部抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正當な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より一部抜粋

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）より一部抜粋

（観察処分）

第5条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、3年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

(1) 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。

(2) 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。

(3) 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するもの）をいう。以下同じ。）であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

(4) 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

○長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）より一部抜粋

（公表等）

第33 条

7 知事は、第31条第2項の勧告又は同条第3項の規定による契約解除の要求を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告等に従わないときは、規則で定めるところにより、相当の期間を定めて県が行う入札に参加させないこと等の必要な措置を講ずることができる。

注) 権限を支店（社）長等に委任する場合は、本店（社）の誓約書と支店（社）等の誓約書をそれぞれ提出してください。

第3号様式

使　用　印　鑑　届



弊社（店）が貴PTAとの取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け出ます。

令和　年　月　日

長崎県立諫早高等学校・附属中学校PTA会長 中内 真 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

注) 権限を支店（社）長等に委任する場合は支店（社）等の使用印鑑届のみで可とします。

## 委任状

商号又は  
名 称

私は、役職名 を代理人と定め下記権限を  
氏 名  
委任します。

- 1 令和8年2月27日に実施される下記自動販売機（飲料）の設置に係る入札・契約締結に係る一切の件
- 2 契約締結後の自販機の設置・運用に係る一切の件
- 3 複代理人の選定に係る件

### 入札内容

設置番号	施設名	所 在 地	設置場所	設置面積	設置台数
1、2、3	長崎県立諫早高等学校	諫早市東小路町1-7	購買部周辺	1.5 m <sup>2</sup> 以内	1台

### 委任期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

(印)

注 1 委任状は、権限を支店（社）長等に委任する場合のみ記入すること。

2 委任期間の末日は契約期間の末日から1か月後とすること。

第5号様式

入 札 書

令和8年2月27日

長崎県立諫早高等学校・附属中学校 PTA会長 中内 真 様

入札者 住 所  
(所在地)

氏 名  
(名称及び代表者名)

代理人 住 所

氏 名 印

一般競争入札参加要領記載の事項及び自動販売機設置契約書の約定を承知し、下記のとおり入札します。

記

設置番号 1、2、3

入札名 自動販売機（飲料）の設置に係る入札（施設名 長崎県立諫早高等学校）

契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

入札販売手数料率	%
----------	---

- 備考 1 入札販売手数料率は、整数とし小数点以下は記入しないこと。  
2 入札販売手数料率は、アラビア数字を使い、訂正又は抹消することはできません。  
3 入札者本人により入札する場合は、入札者の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記名押印（届出済みの印鑑）してください。代理人欄は空欄で結構です。  
4 代理人により入札する場合は、代理人は、委任者の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記入（押印不要）したうえ、代理人の住所、氏名欄に記名押印（委任状に押印した印鑑）してください。

第6号様式

(入札用封筒)

(表面)

入札名：自動販売機（飲料）の設置に係る入札（施設名：長崎県立諫早高等学校）

入 札 書

氏名

第7号様式

委任状

令和 年 月 日

長崎県立諫早高等学校・附属中学校 PTA 会長 中内 真 様

委任者 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、次の者を代理人として定め、下記自動販売機（飲料）の設置に係る一般競争入札に関するごとく及びこれに付帯する一切の権限を委任いたします。

代理人 住 所

氏 名

印

記

設置番号	施設名	所 在 地	設置場所	設置面積	設置台数
1、2、3	長崎県立 諫早高等学校	諫早市 東小路町1-7	購買部周辺	1.5 m <sup>2</sup> 以内	1台

備考 1 委任者の印鑑は届出済みの印鑑を使用して下さい。

2 代理人の印は、代理人が入札で使用する印（認印可）を押印して下さい。

第9号様式

令和 年 月 日

長崎県立諫早高等学校・附属中学校PTA

会長 中内 真 様

所在地

会社名

代表者名

印

販 売 予 定 品 目 表

自動販売機で販売する予定の納入品等は下記のとおりです。

記

商品名	メーカー名	容器	容量(cc)	市場価格(円)	販売単価(円)	微炭酸	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

※ 商品カタログを別途添付してください。

欄が不足する場合は欄を増やすなどして追加記載してください。

## 入札日に持参する書類等チェックリスト

入札 参加者	当日会場に 来られる方	持参すべき書類等
個 人 の 場 合	本 人	<input type="checkbox"/> 印鑑（届出済みの印鑑） <input type="checkbox"/> 入札書 <input type="checkbox"/> 入札用封筒
	代理人	<input type="checkbox"/> 代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑） <input type="checkbox"/> 入札書 <input type="checkbox"/> 入札用封筒 <input type="checkbox"/> 委任状
法 人 の 場 合	代表権を 有する者	<input type="checkbox"/> 法人（会社・団体等）の印鑑（届出済みの印鑑） <input type="checkbox"/> 入札書 <input type="checkbox"/> 入札用封筒
	代理人	<input type="checkbox"/> 代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑） <input type="checkbox"/> 入札書 <input type="checkbox"/> 入札用封筒 <input type="checkbox"/> 委任状

(注) 提出された書類は返還いたしませんのでご了承願います。

## 落札後に必要となるもの

### I 契約保証金

36,000 円を、現金又は支払地が県内で銀行が振出人である小切手により、契約締結時（落札決定の日から 5 日以内（県の休日を除く））にお支払いいただきます。また、契約保証金は、契約期間が満了し、設置場所の原状回復及び電気料の納入を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき返還します。契約保証金は、その受入期間について利息は付けません。

## 自動販売機設置契約書

貸付人 長崎県立諫早高等学校・附属中学校 PTA 会長 中内 真（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、自動販売機の設置について、次のとおり契約を締結する。

### （信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

### （設置場所等）

第2条 乙は、末尾に記載する設置場所等に自動販売機を設置するものとする。

2 乙は、自動販売機の設置及び販売にあたっては、別紙「自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項」を遵守しなければならない。

### （契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

上記契約期間満了の3ヶ月前までに双方から申し出がない場合は、引き続き次の1年間は同一の条件で本契約を自動継続するものとする。ただし、自動継続できる契約期間は最長3年間とし、3年間の期間満了又は変更した条件などにより、競争入札を実施した場合の再契約を妨げるものではない。

また、PTAに対する長崎県立諫早高等学校長（以下「校長」という。）の公有財産の使用許可が取り消された場合には、その取り消された日までとし、それに伴ういかなる費用負担もPTAは行わないものとする。

### （販売手数料）

第4条 契約期間に係る販売手数料は、毎月末の締切りによる売上総額の〇〇%とする。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、金36,000円とする。

2 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により販売手数料を支払わない場合において、契約保証金を販売手数料に充当するほか、設置に伴う一切の損害賠償に充当する。

3 甲が第19条第1項第1号又は同条第2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約保証金は甲に帰属する。

4 甲は、契約期間満了後において、乙が第22条の規定により設置場所を原状に回復し、第8条に規定する電気料を納付したときは、これを確認後、契約保証金を乙に返還する。

5 契約保証金には利息を付さない。

### （販売手数料の納付）

第6条 乙は、毎月月末締めて当月の売上総額及び第4条に定める販売手数料を翌月の20日までに文書により報告し、販売手数料を25日までに甲の指定する口座に振り込むものとする。

なお、振り込みに要する経費は乙の負担とする。

### （費用負担）

第7条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(電気料の納付)

第8条 乙は、本契約に基づき設置する自動販売機には、電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2 甲は、前項の子メーターの接続する親メーターにより学校が支払う電気料を基に、当該親メーターの表示する使用量に対する当該子メーターの表示する使用量の割合により電気料を計算し、校長が甲に請求した額と同額の請求書を、乙に送付するものとする。

3 乙は、前項の請求書に定める日までに、甲が指定する電気料を現金又は口座振り込みにより支払うものとする。

なお、振り込みに要する経費は乙の負担とする。

(販売商品及び価格等)

第9条 乙は、設置した自動販売機で販売を開始するまでに、販売価格及び価格等を記載した一覧表を甲に提出し承諾を得ること。

2 乙は、前項で承諾を得た販売商品等を変更しようとする場合は、事前に甲の承諾を得ること。

(遅延利息)

第10条 甲は、乙が第6条に定める納付期限までに販売手数料を納付しないとき又は第8条第3項に定める納付期限までに電気料を納付しないときは、納付期限の翌日から完納の日まで未納代金につき年利2.5パーセントの割合で遅延利息を徴収するものとする。ただし、天災、事変等により止むを得ないと認められるときはこの限りでない。

(契約不適合責任等)

第11条 乙は、この契約締結後、設置場所に契約の内容に適合しないものを発見しても、甲に対し、補修、代替地の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、販売手数料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、乙は、契約期間の初日の日から2年間に限り、設置場所に契約不適合があることを発見した場合、甲に対し、補修の請求、代替物の引渡し請求、不足分の引渡しによる履行の追完の請求、その不適合の程度に応じた代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができるものとする。

3 乙は、設置場所が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の販売手数料の減免を請求することができる。

(原形変更の禁止)

第12条 乙は、設置場所の原形を変更してはならない。

(権利の譲渡及び転貸の禁止)

第13条 乙は、自動販売機の設置及び販売等運営において、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(管理義務)

第14条 乙は、設置場所を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第15条 乙は、自動販売機を設置したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第16条 乙は、設置場所の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を通知しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第17条 甲は、設置された自動販売機、回収ボックス、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第18条 甲は、契約期間中、必要に応じて、乙に対し設置に係る売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 甲が校長から公有財産の使用許可を取り消されたとき。

2 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 販売手数料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。
- (2) 銀行取引の停止処分、国税等滞納処分又は破産その他の法的整理手続きの開始の決定があったとき。
- (3) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上設置場所を使用しないとき。
- (4) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (5) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
- (6) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (7) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第20条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱(平成22年9月13日施行)別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他手続を要すことなく、本件契約を即時解除することができる。

2 甲が前項の規定により、本件契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 同条第1項の規定により、本契約が解除された場合においては、乙は36,000円を違約金として甲に支払わなければならない。

4 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(返還等)

第21条 乙は、契約期間の満了又は第19条及び第20条の規定による契約の解除により設置場所を返還する場合においては、甲の指示する方法に従い自己の費用で遅滞なく当該内容を甲に引き渡さなければならぬ。

(原形回復の義務)

第 22 条 乙は、前条の規定により当該内容を甲に返還する際、原形に回復するものとする。

2 前項の規定による原形回復に要する経費は、すべて乙の負担とする。

(損害賠償)

第 23 条 乙が故意又は過失により、設置場所を荒廃させ、又は毀損し、その他この契約の条項に違反したことにより甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。

2 甲が第 19 条第 1 項第 2 号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(協議)

第 24 条 本契約に定めのない事項で約定する必要が生じたとき又は本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(管轄裁判所)

第 25 条 本契約に関する訴えの管轄は、長崎県立諫早高等学校・附属中学校 PTA 所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所大村支部とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

年　　月　　日

貸付人住所　諫早市東小路町 1-7

氏名　長崎県立諫早高等学校・附属中学校 PTA

会長 中内 真 印

借受人住所

氏名 印

## 設置場所等の表示

施設名	所在地	設置場所	設置面積	台数
長崎県立 諫早高等学校	諫早市 東小路町1-7	購買部周辺	①+② $m^2$ 自動販売機① $m \times m$ 回収箱② $m \times m$	1台

別紙

### 自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

#### 1 設置場所等

- (1) 施設名 長崎県立諫早高等学校
- (2) 所在地 諫早市東小路町1-7
- (3) 設置場所 購買部周辺（別紙平面図参照）

#### 2 自動販売機の仕様

##### (1) 大きさ

設置面積（使用済み容器回収ボックスを含む）は、「平面図」において示す各設置場所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは2m以内とすること。

##### (2) 環境対策

- ① 「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」、「ヒートポンプ式」等、消費電力量の低減に資する技術を導入した機種とすること。
- ② 地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、紙パック式の自動販売機については、いわゆる「代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）による）」を認める。

#### 3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

##### (1) 設置

- ① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、PTAの指示に従うこと。
- ② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

##### (2) 管理運営

- ① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- ② 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で設置面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。  
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと

- ④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、PTA の指示に従うこと。
  - ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
  - ⑥ 本 PTA が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。
  - ⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- (3) 販売商品及び販売価格
- ① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類及び炭酸類は販売しないこと。（微炭酸は可）  
なお、販売商品の具体的な構成について、販売する商品名等の一覧表を契約締結までに PTA に提出し承諾を得ること。  
また、契約期間中において販売商品を変更する場合においても、同様とする。  
※協議の結果生徒に販売することが不適当と判断された場合、販売を許可しない。
  - ② 容器は、缶、ペットボトル等の密閉式の容器とすること。
  - ③ 販売価格は、該当商品の標準小売価格から 20 円引きとすること。